

岡山市議会基本条例

制定 平成 25 年 2 月 21 日議決

平成 25 年 2 月 25 日公布

市条例第 1 号

改正 令和 6 年 10 月 16 日議決

令和 6 年 10 月 18 日公布

市条例第 63 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 議会及び議員の役割等（第 3 条―第 7 条）

第 3 章 市民との関係（第 8 条―第 11 条）

第 4 章 市長等との関係（第 12 条―第 14 条）

第 5 章 議会運営（第 15 条―第 19 条）

第 6 章 議会の機能強化（第 20 条―第 24 条）

第 7 章 その他（第 25 条・第 26 条）

附則

わたしたち岡山市議会は、多様な歴史、文化及び地勢に富んだ地域で構成される政令指定都市の議会として、広範な市民の意見を市政に反映させていく使命を担っている。

日本国憲法に基づく地方自治制度の二元代表制の下、議会は、その持てる立法機能、監視機能、調査機能、政策形成機能等の権能を十分に発揮し、自由かつ達な議論を通して、最良の結論を導き出す役割を果たさなければならない。

ここに、わたしたち岡山市議会は、このような使命と役割を自覚するとともに、地方自治の本旨にのっとり、不断の努力の下、市民に信頼され市民に開かれた議会を目指し、市民福祉の向上と市勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第1条 この条例は、前文に規定する使命、役割及び決意を踏まえ、議会及び議員の在り方等に関する基本的事項を定め、合議制の機関である議会と議会を構成する議員の役割と責務を明確にし、もって市民福祉の向上と市勢の発展に寄与することを目的とする。

(条例の遵守等)

第2条 議会及び議員は、この条例を遵守して議会運営を行わなければならない。

2 議会及び議員に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃しようとするときは、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

第2章 議会及び議員の役割等

(議会の役割及び活動原則)

第3条 議会は、議事機関として、次に掲げる役割を担う。

- (1) 議案等の審議及び審査により、本市の意思決定を行うこと。
- (2) 市長その他の執行機関及び公営企業管理者（以下「市長等」という。）の事務の執行について監視及び評価を行うこと。
- (3) 市民の多様な意見を的確に把握するとともに、市政の課題に関する調査研究を通じて、政策立案及び政策提言等を行うこと。
- (4) 意見書、決議等により、国等への意見表明を行うこと。

2 議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) 市民の代表にふさわしい充実した審議及び審査並びに討議を行うこと。
- (2) 市民からの信頼性を高めるよう不断の努力を行い、議会運営の公正性及び透明性を確保すること。
- (3) 市民が参加しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (4) 市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、様々な機会を活用して市民への説明責任を果たすこと。

(議員の責務)

第4条 議員は、市民の代表者としての品位を保持し、能力の向上に努めるとともに、市民の意見を的確に把握し、広い視野から情報収集を行い、市民全体の利益を勘案して職務を行わなければならない。

(議員の役割及び活動原則)

第5条 議員は、選挙により選ばれた公職にある者及び議事機関である議会の構成員として、主に次に掲げる役割を担う。

(1) 本会議及び委員会（以下「会議」という。）に出席し、議案等の審議及び審査等を行うこと。

(2) 市民の多様な意見を的確に把握するとともに、市政の課題に関する調査研究を通じて、政策立案及び政策提言等を行うこと。

2 議員は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動する。

(1) 市政全体を見据えた視点に立って、的確な判断を行うこと。

(2) 様々な機会を活用して、市民への説明責任を果たすこと。

(議員の政治倫理)

第6条 議員は、市民の負託により市政に携わる権能及び職責を有することを深く認識し、政治倫理の向上と確立に努めるものとする。

(会派)

第7条 議員は、議会活動を円滑に実施するため、会派を結成することができる。

2 会派は、必要に応じて会派間の調整に努め、円滑かつ効果的な議会運営を図る。

3 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言等のために調査研究を行う。

4 会派は、その活動を市民に対し説明するよう努めるものとする。

第3章 市民との関係

(市民参加の促進)

第8条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会活動に参加する機会を確保するよう努めるものとする。

2 議会は、議会活動に関する情報を市民に公開し、市民に対する説明責任を果たすよう努めるものとする。

3 議会は、市民の意見及び知見を審議、審査又は調査に反映させるため、公聴会及び参考人の制度等を活用するものとする。

4 議会は、請願及び陳情を市民による幅広い提案や意見と位置付け、誠実に対応するものとする。

(広報及び広聴)

第9条 議会は、多様な広報及び広聴手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信並びに市民の意見の把握に努めるとともに、議会の広報及び広聴の内容及び在り方について不断に検証するものとする。

(主権者教育)

第10条 議会は、第2章に規定する議会及び議員の役割等に対する市民の理解及び関心を深める取組を推進するものとする。

(会議等の公開)

第11条 議会は、市民に対する説明責任を果たし、市民が主体的に市政に参加することができるよう、傍聴、インターネットその他の方法で会議を公開するものとする。

2 議会は、公開した会議で使用した資料及び会議録を公開するものとする。

第4章 市長等との関係

(市長等との関係)

第12条 議会は、二元代表制の下、市長等と対等で緊張ある関係を構築し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を通じて、自らの役割を最大限に発揮するよう努めるものとする。

(議会への説明等)

第13条 市長等は、重要な計画、政策、施策又は事業（以下本条において「計画等」という。）を作成し、又は変更しようとするときは、その計画等の論点を明確にすること及び水準を高めることに資するため、議会に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう努めるものとする。

(1) 計画等の背景及び検討経緯

(2) 市民参画の実施の有無及びその内容

(3) 総合計画及び法令との整合性

(4) 収支見通し

2 市長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、施策別又は事業別のわかりやすい説明資料を作成するよう努めるものとする。

3 市長等は、議会から市政の調査に必要な資料提出の請求があった場合及び市政につい

て説明を求められた場合は、これに誠実に対応するよう努めるものとする。

- 4 市長等は、予算の調製又は計画等の作成若しくは変更に当たっては、関連する決議に含まれる議会の意見表明及び政策提言の趣旨を尊重するものとする。

(議決事件)

- 第14条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件については、別に条例で定める。

第5章 議会運営

(議会運営)

- 第15条 議会は、公正、公平かつ円滑な議会運営に努めなければならない。

- 2 議会運営に関わる事項については、この条例の趣旨にのっとり、議会運営委員会で協議し、調整する。

(議員間討議)

- 第16条 議員は、言論の府である議会の権能を発揮し、政策立案及び政策提言等を積極的に行うため、会議において、議員相互間の討議に努めるものとする。

(委員会)

- 第17条 議会は、常任委員会及び議会運営委員会を置き、必要に応じて特別委員会を置く。

- 2 常任委員会は、その所管に属する市の事務に関する調査を積極的に行い、議案等を審査する。

- 3 議会運営委員会は、適正かつ効率的な議会運営の実現に資するため、議会の運営に関する事項等について調査を行い、議案等を審査する。

- 4 特別委員会は、その目的、委員の数、設置する期間を明確にして、特定の付議事件を審査する。

- 5 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査に当たり、市長等に資料の提出を請求することができる。この場合において、市長等は、誠実に対応しなければならない。

(質疑応答の基本原則)

- 第18条 議員は、質疑し、又は質問しようとするときは、議案及び市政の課題等につい

て、市民に対して論点及び争点が明らかになるよう努めなければならない。この場合において、答弁を行う者は、誠実に対応しなければならない。

2 会議における質疑応答については、わかりやすく効果的な方法により行うものとする。

3 答弁を行う者は、論点を明確にするために、議長又は委員長の許可を得て、反問することができる。

(会期)

第19条 議会は、市政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、十分に審議を尽くすことができる会期を定める。

第6章 議会の機能強化

(議会の機能強化)

第20条 議会は、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに議会が行う政策立案及び政策提言等に関する機能を強化するものとする。

(専門的知見の活用)

第21条 議会は、議案の審議及び審査又は市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査に当たり、学識経験者等を積極的に活用するものとする。

2 議会は、前項の専門的事項に係る調査のために必要があると認めるときは、学識経験者等で構成する調査機関を設置することができる。

(議会事務局の機能強化)

第22条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会機能の充実を図るため、議会活動を補佐する議会事務局の機能の強化に努めるものとする。

(議会図書室の機能強化)

第23条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

(議会改革の推進)

第24条 議会は、社会環境、経済情勢等の変化により新たに生ずる市政の課題等に適切かつ迅速に対応するため、情報通信技術の進展も視野に入れ、継続的な議会の改革に取り組むものとする。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の規定による取組を行うため、議員で構成

する検討組織を設置することができる。

第7章 その他

(議員定数等)

第25条 議員定数、定例会の回数、委員会、政務活動費、議員報酬及び費用弁償に関しては、別に条例で定める。

(条例の見直し)

第26条 議会は、社会情勢の変化、市民の意見等を踏まえ、この条例の施行の状況について検討を加えるとともに、必要に応じて条例の見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和6年市条例第63号）

この条例は、公布の日から施行する。